

企業主導型保育事業に係る課税標準の特例について

平成29年度税制改正において、企業主導型保育事業の用に供する固定資産についての軽減措置が創設されました。下記の要件を満たす場合、固定資産税の課税標準の特例が適用されます。

1 特例対象者

平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「補助開始対象期間」といいます。）に、政府から企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者

2 特例対象資産

当該事業の用に供する固定資産（有料で借り受けたものを除きます。）

3 特例内容

補助開始対象期間内に最初に補助を受けた日（以下「補助開始日」といいます。）の属する年の翌年の1月1日（補助開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から最大5年度分の固定資産税に限り、課税標準額が1/3に軽減されます。

なお、各年度の賦課期日（1月1日）において、補助開始日から引き続き補助を受けている場合に限り、特例の対象となります。一度特例を受けた後に補助が途切れると特例の対象外となり、再び補助を受けた場合でも二度と特例の対象とはなりません。

（例）

補助開始日が令和元年11月である場合、令和2年度から令和6年度までの最大5年度分の固定資産税が特例の対象となります。しかし、何らかの事情により令和3年1月1日において補助が途切れていた場合、令和3年度以降は特例の対象外となります。

令和4年1月1日において再び補助を受けていた場合でも、特例の対象とはなりません。

4 提出書類・申告方法

償却資産の申告に当たっては、下記の書類を提出してください。

(1) 「償却資産申告書」

1 1 課税標準の特例欄を「有」とし、1 8 備考欄に特例適用条項（附則第1 5 条第 3 4 項）、添付書類等を記入してください。

(2) 「償却資産種類別明細書」

特例が適用される資産の行の摘要欄に特例適用条項「附則第1 5 条第 3 4 項」と記入してください。

(3) 「課税標準の特例が適用される資産に関する届出書」

(4) 「企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書」の写し

※ 「施設整備費」に係る助成決定通知書は不可

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

《 お問い合わせ先 》

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル5階

京都市行財政局税務部 資産税課 償却資産担当

☎ (075) 213-5214